

平成27年度 公共工事における地場中小企業支援措置について

福岡市では、地場中小企業が地域経済の下支え、さらには雇用の確保という面において大きな役割を果たしていることを踏まえ、経済対策の一環として、「公共工事における地場中小企業支援措置」に取り組んでいます。

実施中の19項目の支援措置のうち、主な項目の上半期の取組結果について報告します。
(支援措置の詳細は次ページを参照)

上半期の主な取組結果

1. 公共工事の発注の確保

工事等の早期発注

< 目 標 > 工事 80 % を超える

< 実 績 > 工事 **89** %

[昨年度 実績 87 %]

2. 工事代金の支払い手続きをスピードアップ

工事完了から検査までの期間短縮

< 目 標 > 契約約款上14日以内 → 7日以内を目指す

< 実 績 > 平均日数：**5.4** 日（検査件数 436 件）

[昨年度 実績 6.2 日]

工事代金支払期限の短縮

< 目 標 > 契約約款上40日以内 → 15日以内を目指す

< 実 績 > 平均日数：**12.7** 日（支払件数 606 件）

[昨年度 実績 12.4 日]

【問い合わせ先】

財政局技術監理部技術企画課
前田,室園 TEL711-4903 (内6161)

平成27年度「公共工事における地場中小企業支援措置」

1 公共工事の発注の確保

- | | |
|-----------------------------|--|
| ① 工事や設計委託等のスピーディかつ計画的な発注を推進 | ◆平成27年度工事・設計委託等の早期発注
第1四半期“工事53%・設計委託等60%”を目指す
第2四半期“工事80%・設計委託等90%”を超える こと |
| ② 工事契約における入札手続きの期間短縮 | ◆新たな「短縮日程」の設定による契約手続きの迅速化
＜標準36日→29日＞ 【H21年4月公告～】
◆入札手続きの効率化による契約手続きの迅速化
＜約6日間短縮＞ 【H24年3月公告～】 |

2 地場企業の優先発注

- | | |
|---------------------------|--|
| ① 一般土木工事の地場企業対象範囲の拡大 | ◆一般土木工事の地場企業対象範囲の拡大 【H21.10.1～】
＜予定価格 7億円未満→10億円未満＞ |
| ② 舗装工事の地場企業対象の範囲の拡大 | ◆舗装工事の地場企業対象範囲の拡大 【H22.4.1～】
＜予定価格 1億2千万円未満→1億5千万円未満＞ |
| ③ 分離・分割発注の推進により受注機会の増大を図る | ◆工種による分離発注の推進 【H21.1.13～】
◆発注規模による分割発注の推進 【H21.1.13～】
◆新たにチェックシートを導入 【H22.4.1～】
◆分離分割発注に関する協議の試行 【H26.1.1～】 |

3 地場企業の受注機会の拡充

- | | |
|---------------------------|---|
| ① 工事下請及び資材調達における地場企業の活用促進 | ◆下請等への地場の積極的採用の要請及び施工体系図等による地場採用状況の実態把握 【H22.4.1～】
◆地場企業及び地場企業資材・製品の活用に関する項目を仕様書へ追加【H24.2.1～】
◆総合評価方式において地場企業の活用を評価項目として追加【H24年2月公告～】 |
| ② 現場代理人等の常駐義務の緩和 | ◆現場代理人等の一定条件下において常駐義務の緩和 【H25.4.1～】 |
| ③ 工事成績優良業者表彰制度の導入 | ◆公表に加え工事成績優良業者表彰制度の導入 【H21.10.1～】 |

4 地場企業の経営等の健全化

- | | |
|---------------------------|---|
| ① 公共工事設計単価の引き上げ | ◆公共工事設計労務単価等の改定 【H27.2.1～】
◆新労務単価に基づき請負代金額を変更する特例措置を実施【H27.2.9～】 |
| ② 工事の入札における最低制限価格の改定 | ◆工事の最低制限価格の改定 【H25.8.8～】 |
| ③ 設計・測量業務委託等の最低制限価格の改定 | ◆設計・測量業務委託等の最低制限価格の改定 【H23.4.1～】 |
| ④ WTO案件での低入札価格調査制度の厳格運用 | ◆極端に低額な工事契約に対する履行の実効性を確保するため、特別重点調査制度を試行 【H25.8.1～】 |
| ⑤ 工事代金の支払手続きをスピードアップ | ◆工事完了から検査までの期間短縮 14日以内→7日以内を目指す【H22.4.1～】
◆工事代金支払期限の短縮 40日以内→15日以内を目指す【H22.4.1～】 |
| ⑥ 前金払制度の活用の促進 | ◆工事契約の中間前金払制度及び委託契約の前金払制度の利用促進【H21.2.10～】 |
| ⑦ 前金払の支払対象・請求期限の拡大（工事・委託） | ◆工事・委託の前金払の支払対象・請求の拡大 【H22.4.1～】
＜工事＞100万円超、履行期限の1月前まで
＜委託＞50万円超、履行期限の1月前まで |
| ⑧ 物件移転補償費及び用地費の前払金の見直し | ◆物件移転補償費と用地費の前払金割合の見直し 【H21.4.1～】
＜従来70%→改定80%＞ |
| ⑨ 工事請負代金債権を担保とした融資制度を導入 | ◆国土交通省が創設した「地域建設業経営強化融資制度」の活用【H21.1.13～】 |
| ⑩ 各種スライド条項の活用 | ◆単品スライド・全体スライドに加え、インフレスライドの適用【H26.2.20～】 |

5 地場企業の負担軽減

- | | |
|---------------------------------------|--|
| ① 設計変更対応の迅速化や工事書類の簡素化により、工事請負業者の負担を軽減 | ◆設計変更へのスピーディな対応 【H21.1.13～】
◆工事書類の簡素化 【H21.2.1～】
◆現場状況に即したより適切かつスピーディな設計及び設計変更【H22.4.1～】
◆工事書類簡素化要領（土木工事編）の改定 【H25.10～】 |
|---------------------------------------|--|